

令和6年度草津市各会計補正予算書

草 津 市

目 次

	頁
議第 4 4 号 令和 6 年度草津市一般会計補正予算（第 1 号）	1
議第 4 5 号 令和 6 年度草津市水道事業会計補正予算（第 1 号）	6

一般会計補正予算

令和6年度草津市一般会計補正予算（第1号）

令和6年度草津市の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 50,379 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62,659,621 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分および当該区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年6月7日 提出

草津市長 橋 川 渉

第1表 歳入歳出予算補正
歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14 国庫支出金		11,972,491	△ 1,442	11,971,049
	2 国庫補助金	3,440,649	△ 1,442	3,439,207
19 繰越金		1	963	964
	1 繰越金	1	963	964
21 市債		7,050,000	△ 49,900	7,000,100
	1 市債	7,050,000	△ 49,900	7,000,100
歳入合計		62,710,000	△ 50,379	62,659,621

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 民生費		27,836,233	1,716	27,837,949
	3 生活保護費	2,087,754	1,716	2,089,470
4 衛生費		3,658,635	△ 52,327	3,606,308
	1 保健衛生費	1,956,619	△ 52,327	1,904,292
7 商工費		226,662	871	227,533
	1 商工費	226,662	871	227,533
8 土木費		9,417,742	△ 639	9,417,103
	4 都市計画費	6,801,541	△ 639	6,800,902
歳 出 合 計		62,710,000	△ 50,379	62,659,621

第2表 債務負担行為補正

1 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
産業用地創出可能性調査業務委託費	令和6年度から令和7年度まで	9,000

第 3 表 地 方 債 補 正

1 変 更

(単位 千円)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
環境衛生推進事業費	400	普通貸借は また証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	公的資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは繰り上げ償還を行い、または借換えすることができる。	0	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
水道事業会計出資金	160,800	同上	同上	同上	111,300	同上	同上	同上

特別会計補正予算

令和6年度草津市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和6年度草津市水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（資本的収入および支出の補正）

第2条 予算第4条本文括弧書を改め、資本的収入および支出の予定額を、次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,333,407 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 122,674 千円、減債積立金 94,900 千円、建設改良積立金 94,896 千円および損益勘定留保資金 1,020,937 千円で補てんするものとする。）。

（ 科 目 ）	（ 既決予定額 ）	（ 補正予定額 ）	（ 計 ）
	収	入	
第1款 資本的収入	461,000 千円	△ 49,500 千円	411,500 千円
第2項 出 資 金	160,800 千円	△ 49,500 千円	111,300 千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,844,000 千円	△ 99,093 千円	1,744,907 千円
第1項 建設改良費	1,653,229 千円	△ 99,093 千円	1,554,136 千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為をすることができる事項、期間および限度額に、次のとおり追加する。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
浄水場施設整備費	令和6年度から令和7年度まで	99,100

令和6年6月7日 提出

草津市長 橋 川 涉

